

糸島市原子力災害 広域避難個別計画



令和元年5月31日

糸島市

目 次

| | | |
|------|-------------------|----|
| 第 1 | 計画策定の趣旨 | 1 |
| 第 2 | 個別計画を事前に策定すべき地域 | 1 |
| 第 3 | 市広域避難個別計画策定の基本方針 | 2 |
| 第 4 | 避難体制の整備 | 4 |
| 第 5 | 緊急時モニタリング体制の整備 | 7 |
| 第 6 | 安定ヨウ素剤予防服用 | 7 |
| 第 7 | 避難時に特に配慮すべき事項 | 7 |
| 第 8 | 学校及び幼稚園・保育園の避難対策 | 9 |
| 第 9 | 指定避難所の運営 | 9 |
| 第 10 | 愛護動物の同行避難等の方針 | 10 |
| 第 11 | 避難退域時検査の協力 | 10 |
| 第 12 | 防災業務関係者の安全確保 | 10 |
| 第 13 | UPZ外の対策 | 10 |
| 第 14 | 複合災害時の避難等 | 11 |
| 第 15 | 原子力防災に関する知識の普及と啓発 | 11 |

【資料】

資料 . . . 避難の対象となる校区、行政区、人口及び世帯数

資料 . . . 行政区ごとの避難先及び避難経路

【糸島市地図】玄海原発から半径 30 kmに含まれる範囲

本計画は、原子力災害対策特別措置法、同法施行令及び国の防災基本計画、原子力災害対策指針並びに福岡県地域防災計画の見直しに加えて、把握できた実態や防災訓練の結果等を踏まえ継続的に見直しを行うものとする。

第1 計画策定の趣旨

玄海原子力発電所で、東京電力福島第一原子力発電所と同様の事故による原子力災害が万が一発生し、広域的な避難が必要となった場合に備え、拡散した放射性物質から糸島市民の生命を守ることを目的に、福岡県（以下「県」という。）が策定する「福岡県原子力災害広域避難基本計画」（以下「県広域避難基本計画」という。）に基づき、「糸島市原子力災害広域避難個別計画」（以下「市広域避難個別計画」という。）を策定する。

なお、本計画に定めのないものについては、糸島市地域防災計画等によるものとする。

第2 個別計画を事前に策定すべき地域

（1）区域の範囲設定の考え方

平成24年10月31日に原子力規制委員会が示した原子力災害対策指針（原子力災害対策重点区域）及び県広域避難基本計画に基づき、糸島市内の避難すべき区域の範囲を設定する。

なお、市広域避難個別計画は、あくまでも国の考え方に基づき避難対象範囲を設定するもので、個別具体的な事故想定を行っているものではない。

（2）市広域避難個別計画の対象範囲

市広域避難個別計画の対象範囲は、原子力災害対策指針における「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ（Urgent Protective action planning Zone. 以下「UPZ」という。）」を踏まえ、玄海原発から概ね半径30km圏内（以下「30km圏内」という。）とする。（資料「玄海原発から半径30kmに含まれる範囲」）

【参考】

➤原子力災害対策指針（抜粋）

原子力災害対策重点区域の範囲

| 名称 | 範囲 | 内容 |
|-------------------------|-----------------|---|
| PAZ （予防的防護措置を準備する区域） | 原子力施設から概ね半径5km | 急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域 |
| UPZ （緊急時防護措置を準備する区域） | 原子力施設から概ね半径30km | 確率的影響を最小限に抑えるため、緊急時防護措置を準備する区域 |

第3 市広域避難個別計画策定の基本方針

市広域避難個別計画の策定にあたっては、広域的な避難等が必要な場合に備え、糸島市（以下「市」という。）は、県の支援を受けて策定するものとし、その基本方針は、次のとおりとする。

（1）計画策定における県と市の役割

| 県 | 市 |
|--|---|
| 避難所（避難先）の調整・確保 在宅の要配慮者、社会福祉施設入所者及び病院入院者の避難所の調整・確保 主要避難経路（幹線道路）の決定と交通規制 避難手段となるバスの確保 自衛隊車両・船舶・ヘリコプター、海上保安庁船舶・ヘリコプターの要請 モニタリング体制の確立 避難退域時検査体制の確立 安定ヨウ素剤の配備 救護所（避難退域時検査、健康相談等）の開設 愛護動物の保護体制の確立 | 30 km圏内の詳細な線引き 避難対象者の特定 ・自力避難できる市民 ・在宅の要配慮者 ・社会福祉施設入所者及び病院入院者 指定避難所への住民の振り分け 在宅の要配慮者、社会福祉施設入所者及び病院入院者の避難先への振り分け 避難経路の決定 避難手段の決定 ・自家用車 ・バスなど 姫島行政区住民（離島）の避難方法 避難者受入先自治体との調整 避難所運営 |

避難退域時検査：放射性物質の身体への付着を確認する汚染検査

（2）避難対象範囲の線引き

玄海原発から 30 kmの線引きは、行政区又は自主防災組織の範囲を基本として行う。ただし、地理的要件などによりそれにより難いときは世帯ごとに決定する。

（3）避難の対象となる校区、行政区等

避難の対象となる校区、行政区、人口及び世帯数は、別紙資料 のとおりとする。

（4）指定避難所

県が調整した避難所（以下「指定避難所」という。）は、別紙資料 のとおりとする。

（5）指定避難所への避難住民の振り分け

避難対象範囲の避難住民（以下「避難住民」という。）の振り分けは、行政区単位又は自主防災組織単位を基本とする。ただし、指定避難所の収容人数などにより1行政区を1つの指定避難所へ振り分けできない場合は、分散した振り分けを行う。
指定避難所への避難住民の振り分けは、別紙資料 のとおりとする。

（6）主要避難経路

主要避難経路（幹線道路）は次のとおりとし、避難住民は渋滞を避けるためあらかじめ

指定された道路を通行して避難するよう努める。

- ・ 県道 49 号大野城二丈線
 - ・ 二丈浜玉有料道路及び福岡前原道路
 - ・ 国道 202 号バイパス
 - ・ 国道 202 号
 - ・ 県道 506 号船越前原線及び県道 85 号福岡志摩線
- 避難経路の変更等については、引き続き関係機関との協議を行う。

(7) 避難手段

避難手段は、原則自家用車又は自家用車への乗り合わせとする。

自家用車がない場合は、自主防災組織等の中で乗り合わせによる避難を行う。この場合、事前に乗り合わせする車両を決めておく。

どうしても上記 又は による避難ができない場合のみ、指定された集合場所に集合し、市の公用車、県が準備したバス、自衛隊車両等を利用する。

姫島行政区の住民については、市営渡船及び漁船による避難を原則とする。ただし、海の時化等により避難先の最寄りの漁港まで船による避難が困難な場合は、糸島市内（本土）の最寄りの漁港まで船で避難した後、県が準備したバスで避難する。

また、避難誘導に当たっては、できるだけ早期に避難を開始するよう努めるとともに、悪天候等により船舶による避難が困難であると判断された場合には、気密性を確保する等の放射線防護対策を行っている糸島市姫島福祉センター「はまゆう」に一時的に屋内退避するなど特別な配慮を行う。

なお、いずれの方法による避難が困難な場合は、県を通じて海上保安庁の支援又は自衛隊の災害派遣を要請する。

から の避難手段に加え、他の交通手段を活用できる場合は、その状況に応じて柔軟に対応する。

(8) 避難手段等の把握

避難住民が避難するにあたっての避難手段は、アンケート等を実施してあらかじめ把握するとともに、駐車場の確保について、県と協力し避難先自治体との調整を図る。

(9) 実際の避難対象範囲等の設定

本計画における避難対象範囲及び避難所の設定は、現時点では一定のルールに基づいた計画とする必要があることから、原子力災害対策指針で示された原子力施設から概ね半径 30 km の範囲（UPZ）で設定している。しかしながら、福島第一原発の事故でも明らかになったように、放射性物質の拡散は、事故発生時の気象条件等により必ずしもこの範囲になるとは限らない。

原子力災害が発生した場合において、放射性物質又は放射線の異常な放出による周辺環境への影響の大きさ、影響が及ぶまでの時間は、異常事態の態様、施設の特性、気象条件、周辺の環境状況、住民の居住状況等により異なるため、発生した事態に応じて臨機応変に対処する必要がある。

このことから、実際の屋内退避や避難の対象地域及び避難所については、モニタリング測定等を活用し、国、県及び市で決定する。

第4 避難体制の整備

(1) 非常時の情報の伝達

市は、警戒事態の発生を覚知した場合、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下、「原災法」という。）第10条若しくは第15条に基づき、原子力事業者から通報を受けた場合、又は「原子力防災に係る福岡県民の安全確保に関する協定書」に基づき原子力事業者から非常連絡を受けた場合には、その状況などを防災行政無線・テレビ・ラジオなどあらゆる手段を活用して、直ちに住民などへの情報提供を図る。

(2) 国の指示による避難指示

市は、緊急時モニタリングや放射性物質による汚染状況調査の結果が、指針における「運用上の介入レベル（OIL（Operational Intervention Level.以下「OIL」という。）」をいう」の値を超え、若しくは超えるおそれがあると認められ、国の指示があった場合には、防災行政無線・テレビ・ラジオなどあらゆる手段を活用して、対象地域の住民などに対し速やかに避難等するよう、情報提供を図る。

[OILと防護措置]

| | 基準の種類 | 基準の概要 | 初期設定値 ¹ | 防護措置の概要 |
|--------|-------|---|--|--|
| 緊急防護措置 | OIL1 | 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準 | 500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ²) | 数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む) |
| | OIL4 | 不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準 | 線: 40,000 cpm ³ (皮膚から数cmでの検出器の計数率) 線: 13,000cpm ⁴ 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率) | 避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。 |
| 早期防護措置 | OIL2 | 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ⁵ の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準 | 20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ²) | 1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。 |

| | 基準の種類 | 基準の概要 | 初期設定値 ¹ | | | 防護措置の概要 |
|----------------------|-----------------|---|---|---------------|-------------------------|--|
| 飲食物摂取制限 ⁹ | 飲食物に係るスクリーニング基準 | O I L 6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準 | 0.5 μSv/h ⁶ (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ²) | | | 数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。 |
| | O I L 6 | 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準 | 核種 ⁷ | 飲料水 牛乳・乳製品 | 野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他 | 1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。 |
| | | | 放射性ヨウ素 | 300Bq/kg | 2,000Bq/kg ⁸ | |
| | | | 放射性セシウム | 200Bq/kg | 500Bq/kg | |
| | | | プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種 | 1Bq/kg | 10Bq/kg | |
| ウラン | 20Bq/kg | 100Bq/kg | | | | |

- 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I L の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I L の初期設定値は改定される。
- 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- 我が国において広く用いられている線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- 3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- その他の核種の設定の必要性も含めて、今後、国が検討する。その際、I A E A のG S G - 2におけるO I L 6の値を参考として数値を設定する。
- 根菜、芋類を除く野菜類が対象
- I A E A では、O I L 6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるO I L 3、その測定のためのスクリーニング基準であるO I L 5が設定されている。ただし、O I L 3については、I A E A の現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、O I L 5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

(出典：原子力規制委員会「原子力災害対策指針」)

(3) 住民などへの連絡方法

住民などへの避難指示などの連絡は、次の方法で行う。

市は、自治会、自主防災組織、民生・児童委員、消防団、農協、漁協及び漁連等の関係機関、要配慮者が入院、入所している病院及び社会福祉施設並びに観光施設へは、電話、F A Xなどを利用して避難指示の内容を連絡する。

防災行政無線、市広報車、ホームページ、情報メールいとしま及び福岡県防災情報などメール配信システム「防災メール・まもるくん」、携帯電話（緊急速報メール機能）などのあらゆる手段を活用して、避難指示の内容を住民に伝達するとともに、情報提供に当たっては、正確かつ簡潔に広報するとともに、テレビ、ラジオなどによる情報収集に努めること及び落ち着いて行動することを伝達する。

（４）情報提供する事項

情報提供する事項は、概ね次のとおりとする。

- ・事故及び災害などの概況（モニタリング結果含む）
- ・避難指示など災害応急対策の実施状況及び避難状況
- ・無用の被ばくを避けるための対処方法
- ・その他必要と認める事項

（５）屋内退避指示に係る住民への留意事項の伝達

市は、屋内退避を指示する場合は、屋内退避対象区域の住民に対して、次の事項を正確かつ簡潔に伝え、指示の徹底を図る。

住民は、原則として屋内にとどまる。

住所地でない者は、速やかに自宅等への帰路につくか、30 km圏外へ移動する。

全ての窓、扉等の開口部を閉じ、全ての空調設備、換気扇等を止めて、屋内への外気流入を防止する。

なるべく外気の流入する箇所を離れて、屋内の中央にとどまる。

食料品の容器には蓋やラップをする。なお、屋内に保管している飲食物は摂取して差し支えない。

テレビ、ラジオ、防災行政無線、メール等による行政からの指示・伝達、災害情報に細心の注意を払う。

電話による行政機関への問い合わせは、不要不急な場合を除き極力控える。

やむを得ず自主避難する場合は、指定避難所等に避難する。その場合、行政区長（自主防災組織の会長）又は自主防災組織の班長等に避難先を伝えて避難する。

安定ヨウ素剤の配布を受けても、市から服用指示があるまで服用しない。

（６）避難指示に係る住民への留意事項の伝達

市は、避難を指示する場合は、避難対象地域の住民に対して、次の事項を正確かつ簡潔に伝え、指示の徹底を図る。

ガスの元栓を閉め、電気を消す。

戸締りをする。

落ち着いて行動する。

自家用車を利用し、自家用車がない場合は隣近所の者が所有する自家用車に同乗するか、又は集合場所に集合し用意されたバス等を利用する。

原則、決められた避難経路を移動する。

避難経路においては警察等防災関係機関の避難誘導に従う。

市の指示に従い安定ヨウ素剤を服用する。

（７）事業所従業員・観光客等への対応

市は、避難対象地域に滞在する事業所の従業員・観光客等（以下「観光客等」と

いう。)で対象地域内に住所を有しない者に対し、防災行政無線、市広報車、緊急速報メール等の手段を活用して避難指示等の内容を伝達する。伝達を受けた観光客等は、速やかに自宅等への帰路につくか、30km圏外に移動する。

なお、市は、対象地域内を巡回し、観光客等が避難したことの確認を行う。

第5 緊急時モニタリング体制の整備

市は、県によって配備されたサーベイメーターにより、県と協力して市内測定地点において緊急時モニタリングを実施し、測定結果を県に報告するとともに、県から受けたモニタリング情報を住民に伝達する。

第6 安定ヨウ素剤の予防服用

放射性ヨウ素は、身体に取り込まれると、甲状腺に集積し、取り込まれてから数年から十数年後に甲状腺がん等を発生させる可能性がある。この内部被ばくについては、安定ヨウ素剤をあらかじめ服用することで防ぐことが可能である。

ただし、安定ヨウ素剤の服用は、その効果が服用の時期に大きく左右されること、また、副作用の可能性もあることから、医療関係者の指示を尊重し、合理的かつ効果的な防護措置として実施する。

(1) 避難者に対する説明

市は、県及び医療機関等と連携し、国の指示に基づき、安定ヨウ素剤の予防服用が必要となった場合、指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の予防服用の効果、服用時期、服用方法、服用対象者及び禁忌などについて避難者へ説明するとともに、薬剤師の確保など必要な措置を講じる。

(2) 服用指示

市は、県と連携し、原則として国の判断に基づき、医師の関与の下で、住民に対し安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示する。

ただし、時間的制約などにより、医師を立ち合わせることができない場合には、薬剤師の協力を求めるなどあらかじめ定める代替の手続きによって配布・服用指示を行う。

第7 避難時に特に配慮すべき事項

(1) 避難先

避難対象者のうち、要配慮者については、以下により避難を行う。

【対象地域内の要配慮者の避難先】

| 区 分 | 避難先 |
|---------------------|----------------|
| 入院者(約120人) | 福岡市内の病院(約120人) |
| 社会福祉施設などの入所者(約390人) | 福岡地域の施設(約460人) |

| | |
|--------------------|--|
| 在宅の要配慮者（約 2,340 人） | 他市町避難所など（約 2,340 人）（一定程度の介護を要する者は他市町の社会福祉施設など） |
| 合計（約 2,850 人） | 約 2,920 人 |

（２）入院の要配慮者の避難先の確保

入院している要配慮者については、病院・診療所が定めた避難計画に従って避難等を行う。

市は、医療関係団体と連携の上、県があらかじめ確保した福岡市内の病院への避難が円滑に行われるよう努める。

（３）施設入所の要配慮者の避難先の確保

社会福祉施設などに入所している要配慮者については、施設が定めた避難計画に従って避難等を行う。

市は、高齢者施設団体などと連携のうえ、県があらかじめ確保した福岡地域の施設への避難が円滑に行われるよう努める。

（４）在宅の要配慮者の避難先の確保

１ 入院が必要な者の避難先の確保

在宅の要配慮者のうち、急病などで医療処置が必要となり、医療機関に移送する必要が生じた場合、県は、災害拠点病院を中心に移送先の確保を図る。

２ 入所が必要な者の避難先の確保

在宅の要配慮者のうち、福祉避難所などでの避難生活が困難な者については、県は、社会福祉施設などへの入所が可能となるよう調整を行う。

社会福祉施設などについては、災害時には定員外の受入れが見込まれることから、市は、関係団体・施設の協力を得て避難先の確保を図る。

３ 福祉避難所への避難等

在宅の要配慮者のうち、入所が必要な者には該当しないが、避難所での生活において特別な配慮を要する者については、福祉避難所へ避難するものとし、県はあらかじめ把握した避難先市町毎の受入れ可能人数を踏まえて避難先の確保を図る。

（５）避難誘導・移送の留意点

市は、要配慮者について、糸島市避難行動要支援者名簿を踏まえ、要配慮者の状況に応じた避難誘導・移送を行う。

また、妊婦・乳幼児や子供など放射線による身体的影響が大きい者に対しては、避難誘導する際にできる限り放射線の影響を受けないように配慮するとともに、避難所での要配慮者の生活に関し、その健康状態の把握等に努め、生活環境に十分配慮するものとする。

なお、自主防災組織や民生委員・児童委員などと連携し、避難支援者の確保を図るとともに、要配慮者毎に避難支援者を特定し、両者間の信頼関係の情勢を図る。

（６）福祉車両の活用

市は、要配慮者の移送を行う場合は、原子力災害用として市が保有している福祉車両を活用するものとする。

なお、福祉車両は原子力災害時以外には、原子力防災訓練、近年多発する自然災害において要配慮者の移送等にも使用するものとする。また、平時には市公用車として使用するため管財契約課へ配備、また社会福祉活動に使用するため社会福祉協議会へ貸与する。

緊急時の利用方法については、あらかじめ定めるものとする。

【市が保有する福祉車両】

| 車 種 | 保有台数 | 配備先 |
|----------|------|------------|
| 日産 キャラバン | 3 台 | 糸島市社会福祉協議会 |
| トヨタ ノア | 2 台 | 市管財契約課 |

第 8 学校及び幼稚園・保育園の避難対策

(1) 小・中学校の児童・生徒の避難方法など

児童・生徒の登・下校時、授業中、学校外活動中等の屋内退避、避難方法、安定ヨウ素剤の服用などについては、各学校が定めた原子力防災マニュアルに基づいた対策を講じる。

(2) 幼稚園・保育園児の避難方法など

幼稚園・保育園児の通・帰園時、園内・外活動中等の屋内退避、避難方法、安定ヨウ素剤の服用などについては、各施設が定めた原子力防災マニュアルに基づいた対策を講じる。

第 9 指定避難所の運営

(1) 指定避難所への市職員の配置

指定避難所における避難者支援のための市職員の配置計画をあらかじめ策定する。

(2) 指定避難所における避難所責任者等の選任及びその職務

指定避難所に配置された市職員（以下「避難所配置職員」という。）の中から避難所責任者 1 名を置き、避難所責任者は指定避難所の総括を行う。

指定避難所に避難した住民の中から代表者 1 名（以下「住民代表者」という。）を置き、避難所責任者と協力して、避難所の運営に当たる。

(3) 市職員の役割

指定避難所に配置された市職員は、避難者受入自治体職員及び避難者の協力を得て、次の業務を行う。

市災害対策本部との連絡調整に関すること。

避難者の人数把握に関すること。

飲食物、生活必需品などの供給に関すること。

救援物資の受入、配給に関すること。

避難所の警備に関すること。

その他避難所運営に関すること。

(4) 指定避難所における住民の留意事項

避難所責任者は、指定避難所に避難した住民に対して、次の事項を正確かつ簡潔に伝え、

住民の協力を得よう努める。

指定避難所においては、相互に助け合うとともに、避難所責任者及び住民代表者の指示に従い、冷静に行動する。

避難状況の把握への協力をお願いする。また、指定避難所を離れる場合は、避難所配置職員又は住民代表者へその旨の報告をお願いする。

健康調査などを行う場合は、協力をお願いする。

不審者情報などは、直ちに避難所配置職員又は住民代表者に連絡するようお願いする。

第 10 愛護動物の同行避難等の方針

避難等の際、愛護動物を同行する場合は、県と市は、獣医師会など関係団体と協力し、愛護動物の保護を行う。

また、飼い主と同行避難等した愛護動物について、避難所を設置する市町及び獣医師会など関係団体と協力して、適正飼育の指導や餌・ケージなどの確保を行うなど避難所の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。

第 11 避難退域時検査の協力

玄海原子力発電所で原子力災害が発生し、放射性物質が放出された又は放出されるおそれがある場合は、避難者が被ばくするおそれがあることから、市は、避難所などにおける住民などの健康管理に配慮するとともに、避難退域時検査の原子力災害医療に協力する。

避難退域時検査：放射性物質による汚染状況を確認する検査

第 12 防災業務関係者の安全確保

市は、原子力緊急事態応急対策に携わる防災関係職員の安全確保を図るものとし、それぞれの災害対策本部などと現場指揮者との連携を密にして、適切な被ばく管理を行う。

なお、被ばく管理に当たっては、緊急時モニタリング本部、緊急医療本部及び原子力災害医療医療派遣チームと緊密に連携するものとし、緊急被ばく医療機関以外の機関に遭っては、必要に応じて高度被ばく医療支援センターなどの協力を得るものとする。

第 13 U P Z 外の対策

U P Z 外においては、U P Z 内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民などに対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行う。

屋内退避の実施に当たっては、プルームが長時間又は断続的に到来することが想定される場合には、その期間が長期にわたる可能性があり、屋内退避場所への屋外大気の流れにより被ばく低減効果が失われ、また、日常生活の維持にも困難を伴うことなどから、避難への切り替えを行うこととなる。

避難及び一時移転の措置は、原子力災害対策重点区域の内容に合わせて、U P Z における対応と同様、O I L 1 及び O I L 2 を超える地域を特定し、実施する。

上記の避難及び一時移転についての実施に当たっては、原子力規制委員会が、施設の状況や緊急時モニタリング結果等を踏まえてその必要性を判断し、国の原子力災害対策本部が、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮した避難等の指示を伝えることとなる。(また、避難等や一時移転などと併せて、安定ヨウ素剤の配布・服用についても、原子力規制委員会が必要性を判断し、原子力災害対策本部が配布・服用指示を出すこととなる。)

従って、このような場合を想定し、県が県内全市町村の避難所の受け入れ可能人数や被災状況を参考に調整した結果に基づき、避難所の確保に努めることとする。

第 14 複合災害時の避難等

市は、国が原子力災害の観点から屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要となった場合には、当該地域の住民に対し、UPZ外にあるあらかじめ定めている指定避難所などへ避難等の指示を出すことを検討する。その際には、国は、地方公共団体と緊密な連携を行うものとする。

また、県は自然災害などが原因であらかじめ定めている避難所が使用できない場合、避難先の調整を行う。

第 15 原子力防災に関する知識の普及と啓発

万が一の原子力災害に備え、市民に対し放射性物質及び放射線の特性、放射線防護策や原子力災害時に市民がとるべき行動(屋内退避、避難、安定ヨウ素剤の服用等)など原子力防災に関する知識の普及と啓発を行う。